

平成30年度 社会福祉法人狭山市社会福祉協議会
事業計画書

基本方針

少子・高齢化が進行し、核家族化や地域のつながりが希薄化する社会において福祉課題は多様化、複雑化しているため従来の福祉制度・施策の枠組みでは十分に対応することが困難になりつつあります。

国では各福祉制度において地域福祉を改めて重要視し、諸施策に反映しています。

このような中、狭山市社会福祉協議会（以下「本会」）では、狭山市との協働で策定した「地域福祉推進計画」の後半開始である4年目を迎えるにあたり本計画を地域共生社会に向けた取り組みなどの時代に即した見直しをしつつも着実に推進するため、関係団体・機関や地域住民との協働のもと、地域の福祉力を一層高めていくための取り組みを推進していきます。

地域福祉と介護保険の連動した形でもある生活支援体制整備事業において、支部社会福祉協議会のエリアごとに、地域住民を主体とした支え合いの仕組みづくりを、本会の地域福祉活動団体としてのネットワークを生かして進めていきます。また、地域福祉活動団体やその活動者への支援をより充実させることで、地域住民による地域福祉活動の活性化を図ります。

一方で、生活に困窮している方、権利擁護を必要とする方、制度の狭間の問題を抱えている方への相談支援に対しても引き続き取り組みます。特に市役所との連携の強化を図り、相談機能の充実を図ります。

また、平成28年度から始まった社会福祉法人による公益的な取り組みについての実態把握を行い、業種別ではない市内の社会福祉法人による連携の在り方について検討を進めます。

組織運営については、本会の自主財源である地域ふくし支援金（会員会費）、共同募金（赤い羽根・歳末たすけあい）が地域福祉を推進するための貴重な財源であることの理解を拡げるため、事業活動や広報活動を通して一層の周知を図ります。

組織体制については、社会福祉法人制度改革に対応した組織強化を図っていきます。

この実施のため、次の事業を新規事業、重点事業として掲げ本会の運営を行います。

【新規・重点事業】

- (重点) 1 . 狭山市地域福祉推進計画及び支部地域福祉活動計画の推進
- (重点) 2 . 生活支援体制整備事業の推進
- (重点) 3 . 生活困窮者への相談窓口の市役所内設置及びトータルサポート推進室・生活保護担当部署等との連携強化
- (新規) 4 . (仮称) 狭山市社会福祉法人連絡会の設立準備
- (新規) 5 . 地域福祉活動の活性化のための新たな助成
- (新規) 6 . 全国校区・小地域福祉活動サミットの誘致に向けた準備・検討
- (新規) 7 . あいサポーター養成講座の開催
- (新規) 8 . メール配信システムの導入
- (重点) 9 . 指定管理者の更新
- (重点) 10 . 介護保険事業の経営に関する調査研究
- (重点) 11 . 社協活動の理解の促進及び機能強化

【新規・重点事業】

1．狭山市地域福祉推進計画及び支部地域福祉活動計画の推進

事業	実施時期	活動指標	事業内容
狭山市地域福祉推進計画の推進	通年		狭山市との協働事業として策定した、狭山市地域福祉推進計画に基づき、また、必要な修正を加えつつ、社協の取り組みを計画的に進めます。
支部地域福祉活動計画の推進	通年		狭山市地域福祉推進計画と一緒に策定された、支部地域福祉活動計画の推進を図るため、支部社会福祉協議会の活動を支援します。

2．生活支援体制整備事業の推進（市委託事業）

事業	実施時期	活動指標	事業内容
第2層の運営及び立ち上げのための支援	通年	第2層づくり 10か所	社協支部10のエリアにおいて、それぞれのニーズに合った第2層となる協議体や拠点、支え合いの仕組みを創出するための支援や、立ち上げを住民と共に行います。
第2層生活支援コーディネーターの配置	通年	3人	第2層協議体の運営や第2層の支援、立ち上げのための支援を行うために、各2層エリアに密着した生活支援コーディネーターを配置します。
社会資源開発及び活動の支援	通年	社会資源一覧の作成 担い手養成研修開催	社会資源の把握をし、地域に不足する必要な資源の開発を行います。 また、「ちょこっと見守りサポーター」(仮)の登録や、地域のニーズに合った生活支援の担い手とリーダーを養成していきます。

ネットワークの構築及び第1層協議体の運営	通年	協議体 開催 年6回	関係職種や住民活動者と連携の体制を作り、ネットワーク化を図ります。 また、第1層協議体の運営を行い、支え合いを生み出す仕組みを整備します。
生活支援コーディネーターニュースの発行	通年	年4回	狭山市の生活支援体制整備についての情報を発信します。

3. 生活困窮者への相談窓口の市役所内設置及びトータルサポート推進室・生活保護担当部署等との連携強化（市委託事業）

事業	実施時期	活動指標	事業内容
相談窓口の市役所内設置	4月		生活困窮者自立支援事業の相談窓口を市役所内にも設置をし、相談機能の強化を図ります。
トータルサポート推進室・生活保護担当部署等との連携強化	通年		生活困窮者自立支援事業の相談窓口を市役所内にも設置することで、役所内で生活困窮者に関わりのある部署との連携強化を図ります。

4.（仮称）狭山市社会福祉法人連絡会の設立準備

事業	実施時期	活動指標	事業内容
社会福祉法人の公益的な取り組みについての調査の実施	5月～ 9月		平成28年度からの社会福祉法の改正に伴う社会福祉法人の公益的な取り組み状況について、各法人の現状を把握するため、アンケート等による状況調査を行います。
（仮称）狭山市社会福祉法人連絡会の設立に向けた勉強会の開催	10月～ 3月	1～2回	アンケート等による状況調査の結果を踏まえ、意見交換会や勉強会の開催をし、（仮

			称) 狭山市社会福祉法人連絡会の設立に向けて検討を重ねていきます。
--	--	--	-----------------------------------

5 . 地域福祉活動の活性化のための新たな助成

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(仮称) 地域福祉活動スタートアップ助成事業の創設	7月	6団体	新たに設立された地域福祉活動団体への立ち上げ時の設備費用・運営費等や既存の団体が新たな活動を始める際の設備費用の助成を行うことで、団体の基盤強化を図り、地域福祉活動の活性化につなげます。
地域福祉活動者研修助成事業の創設	通年	20名	地域福祉活動団体のリーダーに対する研修情報の提供や本会が指定する有償の研修参加費の助成を行うことで、地域に先進的な福祉活動の情報を還元し、地域福祉活動の活性化を図ります。

6 . 全国校区・小地域福祉活動サミットの誘致に向けた準備・検討

事業	実施時期	活動指標	事業内容
全国校区・小地域福祉活動サミットの誘致の準備・検討	通年		市内の地域福祉活動団体の活動に注目を集め、地域福祉活動団体の活性化を図るため、平成31年度に狭山市でのサミット開催を行うための誘致に向けた検討や開催準備を進めます。

7. あいさポーター養成講座の開催（市委託事業）

事業	実施時期	活動指標	事業内容
あいさポーター研修の実施	通年	10回	住民が、障がいの多様な特性を理解し地域共生社会の実現を目的として、障がいや障がい者への理解を促進するための講座の開催を行います。
メッセージャー研修の実施	通年	2回	あいさポーター研修の講師となる者を養成するための講座を開催します。

8. メール配信システムの導入

事業	実施時期	活動指標	事業内容
登録者への自動メール配信による情報発信	通年	5,000件 / 1回の配信	アドレス登録のある人に対し、イベント周知やボランティア募集など、多様な情報を自動メール配信にてタイムリーに届けます。

9. 指定管理者の更新

事業	実施時期	活動指標	事業内容
指定管理者の更新	通年		社会福祉会館・老人福祉センター3館が平成30年度までの指定管理者となっていることから、平成31年度からの指定管理者の更新に向けて準備を行います。

10 . 介護保険事業の経営に関する調査研究

事業	実施時期	活動指標	事業内容
介護保険法改正に伴う安定した介護保険事業の経営に関する調査研究	通年		平成30年度からの介護保険法改正に伴い、「狭山市介護予防・日常生活支援総合事業」の動向を見ながら、安定した介護保険事業を経営できるように調査研究を行います。

11 . 社協活動の理解の促進及び機能強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
社協活動の理解の促進	通年		本会の活動のPRのため、ユニフォームやピンバッジ、のぼりを活用し、積極的な訪問活動に努めていきます。 ホームページや Facebook 公式ページにて、即時的な情報発信に努めます。
支部社会福祉協議会の担当制の見直し	4月		支部社会福祉協議会を担当する本会職員の配置を見直しし、支部社会福祉協議会や担当支部内の地域福祉活動団体との関与を深めるように努めます。
支部社会福祉協議会の担当と生活困窮者自立支援事業の相談員、生活支援コーディネーターとの連携	通年	連絡会議 年12回	地域にある福祉課題を解決していくために、支部社会福祉協議会の担当と生活困窮者自立支援事業の相談員や生活支援コーディネーターが連携し、機能強化を図ります。

【一般事業】

- 1 . 法人組織・事務局機能の強化
- 2 . 調査研究
- 3 . 連絡調整
- 4 . 普及・宣伝
- 5 . 社会福祉大会の実施
- 6 . 財源の確保
- 7 . 福祉教育
- 8 . 高齢者福祉
- 9 . 障害者福祉
- 10 . 児童福祉・母子（父子）福祉
- 11 . 介護保険事業
- 12 . 歳末たすけあい配分事業
- 13 . 相談体制の強化
- 14 . 人材育成
- 15 . 市民への福祉出前講座
- 16 . 福祉資金の貸付等
- 17 . 地域福祉活動の推進
- 18 . 施設の管理運営（指定管理者）
- 19 . ボランティアセンター
- 20 . 有償福祉サービスささえあい狭山
- 21 . 収益事業

【一般事業】

1. 法人組織・事務局機能の強化

法人運営機能の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 理事会	5、8、11、 1、3月	年5回	本会の中心となり、運営上の経営方針を立てます。
(2) 監事会	5、10月	年2回	運営管理、事業の執行状況及び財産の状況等について監査を行います。
(3) 評議員会	5、11、3月	年3回	運営管理の重要事項及び事業の基本方針について審議決定を行います。
(4) 正副支部長会議	6、11、3月	年3回	支部地域福祉活動計画の進捗状況の確認、支部社会福祉協議会に関する近況報告及び直面する課題解決の方向性を検討します。
(5) 三役会議	随時		直面する重要課題について方向性を検討します。
(6) 評議員選任・解任委員会	随時		評議員の選任及び解任を行います。
(7) 事務局機能の強化			職員会議やグループウェアを活用し、情報の共有を進め、業務の効率化を図ります。

委員会機能の充実

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) ボランティアセンター運営委員会	6、10、3月	年3回	ボランティアセンター事業の有効適切な運営を図ることを目的として、ボランティアセンターのあり方や人材育成についての課題等、検討します。

(2) 援護資金貸付審査委員会	随時	年2回	低所得者に対し、生活の安定を図るため貸付金の申請に基づき審査するとともに、必要に応じ生活困窮者自立支援事業とも連携し、支援します。
(3) 手話通訳者派遣事業運営委員会	6、2月	年2回	手話通訳者派遣事業運営を円滑に進めることを目的として、手話講習会、登録手話通訳者の研修、手話通訳者のあり方等を研究します。
(4) ささえあい狭山運営委員会	5、8、11、2月	年4回	ささえあい狭山の適切な運営を図ることを目的として市民の協力と参加を得て、サービスの提供者には、活動の場を提供し、市民の連帯と相互扶助を促進するとともに、会員の増強を図ります。
(5) さやま成年後見センター運営委員会	6、9、12、3月	年4回	さやま成年後見センターの適正な運営を図り、法人後見受任の適否や受任状況の確認を行い、法人成年後見事業に透明性・公正性を確保します。
(6) 助成金交付事業審査委員会	6、9月	年2回	地域福祉の向上に資することを目的とした団体からの助成金申請に対し、交付の適否及び決定について審議し、適正化を図ります。

役職員研修会の実施・充実

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 埼玉県社会福祉協議会等研修	随時		全国社会福祉協議会や埼玉県社会福祉協議会等が主催する研修に参加し役職員の研鑽や社会福祉を取りまく動向の把握に努めます。 (研修例)

			市町村社協常務理事・事務局 長会議 市町村社協地域福祉・ボラン ティア推進担当課長会議 市町村社協会計研修 生活福祉資金貸付担当者研修 日常生活自立支援事業専門員 研修会 成年後見セミナー 専任手話通訳者研修 生活支援コーディネーター現 任研修
(2) 職員提案制度	随時		職員から創意、工夫、考案 の提案を広く求め、職員の士 気の高揚を図り、事務改善及 び能率向上に寄与するために 職員提案制度を実施します。
(3) 職員内部研修	年 2 回	1 回 25 名 の参加	本会職員としての資質、知 識の向上を図ります。

人事考課制度等の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 任用委員会	随時		職員の採用や昇任における 公平性を確保するため、採用 試験委員会及び昇任選考委員 会を開催します。
(2) 人事考課	6 月 12 月	年 2 回	人事の公平性を確保するた め、人事考課を行います。
(3) 職員の 自己申告制度	1 月	年 1 回	自己申告に基づき、必要な ヒヤリングを実施し、職員の 職務状況等を把握し、適切な 組織運営を図ります。

2. 調査研究

地域実態の調査の遂行

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 団体のネットワークにかかる調査研究	通年		<p>目的を同じくする団体の実態把握をし、団体間の有効なネットワークの構築を図ります。</p> <p>(仮) ネットワーク会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償福祉サービスネットワーク会議 ・コミュニティサロン活動ネットワーク会議
(2) コミュニティソーシャルワーカーの配置に関する調査研究	通年		<p>地域支援と個別支援を行い、生活困窮者に対する社会的孤立の解消を図る仕組みを構築していくコミュニティソーシャルワーカーについて、本会に配置できるよう、コミュニティソーシャルワーカーの活動に対する理解を深めるため、研修会への参加や先進地の情報収集を行います。</p>

3. 連絡調整

関係機関との連携の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 民生委員・児童委員との連携	通年		<p>狭山市民生委員・児童委員協議会に積極的に協力するとともに、地域福祉推進の主体として、共に連携して地域の福祉活動やネットワークづくりに協働により取り組みます。</p>

(2) 行政・自治会等との連携	通年		行政・自治会と連携して地域の福祉活動やネットワークづくりに協働により取り組みます。
(3) 狭山市介護保険サービス事業者協議会への参加	通年		狭山市介護保険サービス事業者協議会に参加し、介護保険関連情報の把握や介護保険事業の円滑な運営を行うとともに、協議会が企画する研修にも積極的に参加し、介護サービスの質の向上に努めます。
(4) 狭山市自立支援協議会への参加	通年	実務者会議 年 12 回 部会活動 随時	狭山市自立支援協議会に参加し、関係機関と連携を図り、地域の障害者福祉を推進します。
(5) 子育て支援ネットワークへの参加	通年	全体会 年 2 回 交流イベント参加	さやま子育て支援ネットワークに参加し、子育て支援関連情報や団体の活動状況を把握し、子育て支援の質の向上に努めます。
(6) 日常生活圏域会議・地域ケア会議への参加	通年	6 圏域	地域包括支援センターが主催する日常生活圏域会議・地域ケア会議へ参加し、地域での情報共有、地域課題の把握に努めます。

4 . 普及・宣伝

福祉情報の提供・啓発活動の推進

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 社協だより「ふれあい」の発行	4、7、10、1月	年 4 回 全戸配布	本会の広報紙として、市民・市内各施設・関係団体に対して事業の紹介や活動の周知に努めます。

(2) ホームページの運営	通年	月2回更新、アクセス月1,000件	ホームページを通して、市民が円滑に福祉サービスを利用できるように最新情報の提供に努めます。
(3) 社協ガイドブック配布	4月通年	1,200部作成配布	社協ガイドブックを配布し、事業の紹介や活動の周知に努めます。
(4) 社協パンフレットの配布	6月通年	1,000部作成配布	広く市民や企業等に配布し、事業や活動の周知を図ります。
(5) サロンマップの更新、配布	随時		サロンマップを地域や関係機関へ配布し、サロンの持つ役割や地域のサロン情報について周知を図ります。
(6) ケーブルテレビ等による情報提供の充実	随時		広く市民に福祉情報を提供するためにケーブルテレビ等による情報提供をします。
(7) フェイスブックによる情報提供	随時	週1回更新	拡散機能のあるフェイスブックを活用し、広く事業や活動の情報提供を行います。
(8) ボランティア通信の発行	6、9、12、3月	年4回1回900部発行	ボランティア活動等の情報提供及び活動報告を行います。
(9) ささえあいだよりの発行	4、6、8、10、12、2月	年6回1回600部発行	会員等に対し「ささえあい」活動の情報提供及び活動報告を行います。
(10) ふぁみさぼだよりの発行	5、10、12月	年3回1回800部発行	会員等に対し「ふぁみさぼ」活動の情報提供及び活動報告を行います。
(11) 手話通訳者派遣事務所だより「手輪」の発行	4、7、10、1月	年4回1回1,000部発行	手話通訳者派遣事務所の活動の情報提供及び活動報告を行います。

5 . 社会福祉大会の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
狭山市社会福祉協議会 第39回社会福祉大会	2月	市民会館 小ホール 来場者 350名	社会福祉の発展に功績のあった個人、団体を顕彰するとともに、市内の社会福祉関係者等が一堂に集い、相互の連携を深め、福祉活動の更なる普及と充実を図ることを目的に実施します。

6 . 財源の確保

会員会費の拡充

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 一般会員の加入促進	6～8月	会費総額 7,000,000円	自治会の協力を得て、1口500円の一般会員等の募集を行い、事業財源の確保と市民サービスの充実を目指します。
(2) 賛助会員・特別会員の加入促進	6～8月		企業や篤志家等に対し、郵送での協力依頼のほか、役職員が連携のもとで市内工業会等、全市的な協力依頼を行い、新たな事業財源の確保に努めます。
(3) 事務局窓口及び社協事業等での加入促進	通年		本会が管理運営する社会福祉会館、狭山市駅東口事務所や老人福祉センター等の窓口で一般会員等の募集を行うとともに、自主事業を実施する際に募集を行い、より一層の事業財源の確保と市民サービスの充実を目指します。

社会福祉活動基金の造成と運用

事業	実施時期	活動指標	事業内容
社会福祉活動基金の造成と運用	通年		社会福祉活動基金を造成し、国債等で運用を図ることで、その運用益を小地域福祉活動等の推進に活用します。

埼玉県共同募金会狭山市支会への協力

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 戸別募金への協力	9～12月	赤い羽根共同募金 14,066,000円	共同募金の配分金は、事業の有効な財源となるため、自治会等の協力のもと戸別募金へ協力します。
(2) 法人募金への協力	9～12月	歳末たすけあい募金 6,300,000円	企業等に対し、郵送で協力依頼のほか、役職員及び民生委員・児童委員との計画的な連携のもとで、法人募金へ協力します。
(3) その他募金への協力	9～12月		職域募金・街頭募金・学校募金及び個人大口募金のほか、歳末たすけあい募金へ協力します。

事業財源の募集

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) スポンサーの募集	随時	年12件	スポンサーとなる可能性のある企業等を把握し、広報紙等での広告料を募るなど新たな財源の確保に努めます。
(2) 福祉事業助成金等の活用	随時		民間福祉事業助成金等の情報を把握し、新たな財源を確保し福祉事業に使用します。

7. 福祉教育

福祉教育の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 福祉教育 サポーター養成 講座（対象：教員、 ボランティア）	通年	15名の 養成	体験学習の指導や地域福祉に対する講義、意見交換を行います。 教育委員会とも協議を行い、教員の参加を促し、情報共有を図り、安心安全な福祉教育を行います。
(2) 福祉教育の推進 （対象：小、中、 高校生、一般企業 等）	通年	年間 35 件 3,000名 の体験学 習の実施	市内の小・中・高等学校に出向き、地域の方々と協力して児童・生徒に対する福祉体験の指導やまちの福祉について考える演習等を通して福祉教育を推進します。同様に、市内の企業や団体に対しても、福祉教育の推進を図ります。
(3) 新たな福祉教育 メニューの取組み	通年	新規 1 メニュー	新しい福祉教育メニュー（社会貢献教育）の周知を行い、普及活動を展開し、福祉教育の幅を広げます。

8. 高齢者福祉

自主事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 金婚祝写真贈呈 事業	9～1月	40件の 贈呈	本会会員に対して、結婚50年を祝い金婚祝写真の贈呈を行います。
(2) 介護者の会への 支援	随時	1～2団体	男性介護者による介護者による情報交換や悩みごとの共有、仲間づくりなどの活動を支援します。

(3) 福祉機器等の貸出し	随時	年 150 件	本会会員の介護保険認定者以外で、福祉機器等(車椅子、歩行器、シャワーチェア等)の必要な方へ原則3か月を期限に貸出しを行います。
---------------	----	---------	---

市委託事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 敬老事業	9～11月	市内平均参加率 50%	敬老事業、友愛訪問の実施を希望する支部社会福祉協議会や自治会を支援します。

9. 障害者福祉

自主事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 障害者団体への助成	6月	7団体	当事者同士の交流や福祉活動が活発になることを願い、申請に配慮しつつ、障害者団体の活動や事業に対し、助成を行います。
(2) 居宅介護事業	通年	サービス提供時間 月 500 時間 利用者 40名	障害者総合支援法の指定居宅サービス事業所として、契約者宅に身体介護や家事援助を行うためのホームヘルパーを派遣します。また、視覚障害者等の外出支援を行います。
(3) 指定特定相談支援事業	通年	年 90 名	障害福祉サービス等を申請した障害者(児)について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画のモニタリングを行います。

(4) 聴覚障害者の集い	5、7、11、 1月	年4回	情報不足による健康問題や生活水準が懸念される聴覚障害者に情報提供や聴覚障害者同士の交流の場を設け、生活の質の向上や社会参加の促進につなげます。
--------------	---------------	-----	---

市委託事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 全身性障害者通学等介護人派遣事業	通年	年1件 240時間	在宅の全身性障害児者に対し、介護人を派遣することで自立した地域生活と社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。
(2) 手話通訳者派遣事業	通年	年550件	手話通訳や手話通訳者派遣のコーディネート、登録手話通訳者の研修等を行います。
(3) ハンディキャブの運行・貸出	通年	運行事業 年1,600件 貸出事業 年80件	障害の程度が重く、車椅子を使用している方、または、歩行することが困難な方が積極的に社会参加できるよう、移送サービス等を行います。 また、ハンディキャブの更なる有効活用について市と検討します。

10. 児童福祉・母子（父子）福祉
自主事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) ふれあい (夏期・冬期) 里親事業	8月・1月	夏期2組 冬期2組	県内の児童福祉施設で生活する児童を家庭に招き交流や生活経験の機会を提供し、健やかな児童の育成の一助として行います。
(2) 子ども食堂への支援 子ども食堂への助成	通年	4～5団体	地域での子育てを推進するため、子ども食堂を実施する団体への食糧費など運営にかかる経費の一部を助成します。
子ども食堂マップの作成、配布	通年	500部発行	子ども食堂の普及を目指して、市内の子ども食堂の情報収集をし、子ども食堂マップを作成、配布します。
子ども食堂のネットワーク構築	通年		子ども食堂の運営者が連携のできる体制を作り、ネットワーク化を図ります。
子ども食堂に関する運営相談	通年		子ども食堂の運営を計画または実施している団体からの各種相談を受け付け、協力が得られそうな地域の団体等の紹介や調整を行うなどのサポートをします。

市委託事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) ファミリー・サポート・センターの運営	通年	会員数 780名 活動時間 3,100時間 研修会 9項目 24時間	子育ての手助けが必要な方(預ける会員)と子育ての手助けができる方(預かる会員)が会員となり、お子さんの送り届けやお迎え、お預かりなど仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。 また、病児・病後児の預かりを行います。 併せて、預かる会員が相互援助を行うために、適切な知識を深めるための研修会を開催します。
(2) 産前・産後ヘルパー派遣事業	通年	利用者数 15名 派遣時間数 100時間 研修会 年1回	妊娠中の方や産後の方が、家庭で安心して生活できるように産前・産後ヘルパーが家庭を訪問し必要な家事や育児のお手伝いや相談を行います。 また、提供者が円滑に活動できるように研修会を開催します。
(3) 養育支援訪問事業	通年	必要時	養育支援が特に必要があると判断した家庭に対し、市からの要請により、ヘルパーを派遣し、育児、家事援助を行います。

11. 介護保険事業

介護保険事業所の運営

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 通所介護 「デイサービス いなりやま」	通年	利用人数 1日 30名	介護保険制度の指定通所介護事業所として、通所介護と併せて、新たに介護予防通所介護相当サービス指定のもとで「おもてなしの心」をモットーとして、利用者の生活の質の向上に寄与できるような各種支援と機能訓練、入浴等のサービス提供を行います。
(2) 訪問介護事業	通年	利用人数 月 40名 サービス 提供時間 月 500時間	介護保険制度の指定居宅サービス事業所として、契約者宅に身体介護や家事援助を行うための訪問介護員を派遣します。 また、困難なケースに対しても積極的に派遣します。

12. 歳末たすけあい配分事業

歳末たすけあい配分事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 歳末たすけあい 支援金（緊急用生活 費給付）事業	10～2月	50件	生活困窮者自立支援事業の相談の中で既存の制度の狭間にある課題のため、生活困窮状態からの脱却を目指していても生活再建の道筋を立てられない方に対して、緊急用の生活費を給付することで、生活再建の道筋を立てます。
(2) 歳末たすけあい 支援金（高校進学	2～3月	25件	生活困窮世帯の子どもに対し、高校等への進学にあた

支度金給付)事業			つての支度金を給付することで、生活困窮世帯の子どもの教育に対する負の連鎖を緩和し、子どもの学習意欲を向上させることで、将来的な生活困窮状態からの脱却を図ります。
(3) 歳末おせち料理 宅配事業	12月	170件	見守りが必要な80歳以上の外出困難な高齢者世帯や障害者世帯に対し、お正月を楽しく過ごしていただくため、安否確認も兼ねて年末におせち料理のお届けを行います。
(4) 歳末地域支援事業	11~1月	4件	歳末の時期に、障害者団体等が行う事業を支援することで団体の活動強化を図り、地域福祉に寄与します。
(5) 民間保育施設助成 事業	11~1月	3件	歳末の時期に、市内の民間保育施設で行う子育て支援事業や相談の推進を図り、地域福祉に寄与します。

13. 相談体制の強化

定期相談の継続・専門相談の充実

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 弁護士による心配ごと相談事業	月1回 (予約制)	1回4件の実施	社会福祉会館において、住民のかかえる生活上の悩みごと、困りごとの解決に取り組むため、弁護士による法律関係の相談を行います。

(2) 健康相談事業	通年	各館週1回の実施	老人福祉センター3館において、各館の実情により、看護師による高齢者を対象とした健康相談を行います。
(3) 相談支援体制の充実	随時		社会福祉会館、狭山市駅東口事務所、老人福祉センター等において福祉、介護などの相談に応じ、必要に応じて適切な専門機関を紹介し、問題解決に必要なサービスにつなげるための助言・援助を行います。

権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業、法人成年後見事業）
の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 福祉サービス利用援助事業 （県社協委託事業）	通年	年間契約 件数 35 件 相談件数 1,200 件	判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常金銭管理サービスを行うことにより、地域で安心して生活を送ることができるよう支援します。
(2) 法人成年後見事業 （一部、市委託事業）	通年	講演会 1 回 年間受任 件数 9 件 相談件数 200 件 意見交換 会 3 回	「さやま成年後見センター」において、成年後見制度の普及啓発、法人後見の受任、権利擁護に関する総合相談や成年後見制度の申立支援などを実施します。 特に普及啓発については、成年後見制度を推進している他の団体との協働を進めます。 また、近隣市社協や成年後見制度を推進している他の団体等との意見交換を定期的に

			開催し、成年後見制度に関するネットワークの構築を図ります。
(3) 権利擁護法律相談	月 1 回 (予約制)	24 件	成年後見制度や虐待・権利侵害等に対する法律相談を実施します。

生活困窮者自立支援事業等の生活困難者への総合相談の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 生活困窮者自立支援事業の受託 (市委託事業)	通年	初回相談468件 累計相談2,000件 プラン策定件数234件	平成27年度から福祉事務所を設置する自治体での必須事業として実施されている「生活困窮者自立支援事業」の受託をし、窓口名称を「くらし・しごと相談支援センターさやま」として、自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業を行います。 また、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めるため、ケース会議やパンフレット等の配布をします。併せて、生活困窮者の就労先の確保に向けた協力企業・事業所の開拓を進めるとともに、就労の場づくりとして企業向けセミナーの開催など普及啓発にも努めます。
(2) 無料職業紹介所の運営	通年		生活困窮者自立支援事業の中での就労支援を強化するため、無料職業紹介所を運営します。
(3) 彩の国あんしんセーフティネット事業への協力	通年	80件 連絡会議 年6回	平成26年度から始まった埼玉県内の社会福祉法人が行う社会貢献活動である、「彩の

			国あんしんセーフティネット事業」への協力をしていくため、埼玉県社会貢献基金への拠出をするとともに、生活困窮世帯への支援をしていく社会福祉施設と連携を図ります。
(4) 生活支援物資の受け入れと活用	通年	活用件数 230件	防災用の食品・缶詰・レトルト食品・カップ麺など、家庭等に眠る生活支援物資の寄付を募り、生活困窮者支援として活用します。
(5) 生活福祉資金や福祉サービス利用援助事業等との連携	通年		本会の既存事業である生活福祉資金や福祉サービス利用援助事業等と連携をすることで、実効性のある生活困窮者支援を行います。
(6) フードバンク等との連携	通年	月1回 会議	生活困窮者支援の一環として有効な社会資源であるフードバンク等と連携をすることで、実効性のある生活困窮者支援を行います。

14. 人材育成

人材育成の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 手話講習会 (市委託事業)	4~3月	講習会受 講者 60名	手話通訳者養成のための講習会を行います。 【開講予定コース】 ・手話奉仕員養成講習会 (前期) ・手話奉仕員養成講習会 (後期) ・手話通訳者養成講習会 (通訳)

(2) 社会福祉実習、職場体験学習等の受け入れ	随時	受入れ人数 100名	社会福祉士や介護福祉士、看護師養成のための実習及びインターンシップ、福祉職場見学希望者等を受け入れ、福祉人材の育成を行います。
(3) 共学支援プログラム	5～3月	参加者 5名 地域ボランティア 5名の育成	近隣社協、大学との共催事業として、障害児(者)(その保護者を含む)との交流・体験及び研修・講習等を行います。講座修了生が共学支援地域ボランティアとして活動できるよう支援します。

15 . 市民への福祉出前講座

福祉出前講座の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
福祉出前講座	随時	年6回 100名	<p>地域福祉活動についての浸透を図るため、市民からの要望に応え、地域福祉活動に関する出前講座を実施します。</p> <p>(講座例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会について ・成年後見制度やあんしんサポートねっとについて ・住民参加型有償福祉サービスやボランティア活動、ふれあいサロンについて ・地域包括ケアシステムについて ・認知症サポーター養成講座 ・生活困窮者自立支援事業について など

16. 福祉資金の貸付等

資金の相談及び貸付の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 援護資金	通年	貸付件数 22件 相談件数 100件 相談件数には生活援護資金を含む。	低所得世帯で臨時の出費や収入減少、不慮の事故、災害その他の理由で生計困難、不安な世帯に対し、貸付を行うことで経済的自立を助長し、生活の安定を図ります。
(2) 生活援護資金	通年	貸付件数 48件	生活困窮者自立支援事業と連携を図りつつ、市内の生活困窮者に対して、短期間の繋ぎ資金として貸付を行います。
(3) 福祉資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	貸付件数 20件 相談件数 200件 上記件	生活困窮者自立支援事業と連携を図りつつ、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進のため、福祉資金の貸付を行います。
(4) 総合支援資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	数は、 (3)福祉資金 (4)総合支援資金 (5)教育支援資金	生活困窮者自立支援事業と連携を図りつつ、自立が見込まれる失業者に対し、生活再建までの間に必要な生活費等の貸付を行います。
(5) 教育支援資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	(6)不動産担保型生活資金	低所得者に対し、高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費や、入学に際し必要な経費の貸付を行います。

(6) 不動産担保型生活資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	(7)埼玉県 障害者福 祉資金 (8)臨時特 例つなぎ 資金も含 みます。	低所得または要保護の高 齢者世帯に対し、一定の居住 用不動産を担保として生活 費の貸付を行います。
(7) 埼玉県障害者福祉 資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年		社会福祉法人、特定非営利 活動法人、任意団体が、新規 に障害者福祉施設を開設す る経費及び既存の障害者福 祉施設を整備する経費の貸 付を行います。
(8) 臨時特例つなぎ 資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年		住居のない離職者に対し、 公的給付制度または公的貸 付制度の申請から決定まで の間に必要な生活費の貸付 を行います。

緊急援護の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 法外援護	通年		旅行困難者に対して、旅 費交通費の一部を援護しま す。
(2) 災害援護	通年		災害にあった世帯に対し、 見舞金を支給します。

17. 地域福祉活動の推進

小地域福祉活動の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 支部社会福祉協議 会への活動支援	通年		支部社会福祉協議会の活 動を支援することにより、小 地域における福祉活動(会 食、配食、友愛訪問、茶話会、 サロン、見守り活動等)の推 進を図ります。

(2) 見守り事業	通年		要援護高齢者世帯等を対象とする見守り活動の推進を図ります。また、災害時要援護者支援事業との連携方法について検討します。
(3) ふれあいサロン 推進事業	通年	研修会、 情報交換 会 年 1 回開 催、 運営費助 成 20 団体	高齢者、障害者、子育て中の親子などを対象としたふれあいサロンの立ち上げの際の支援や、その後 5 年間の運営費を助成します。 また、サロンを全市的に拡充し、市内サロンのネットワーク化を図ります。
(4) 狭山市コミュニ ティサロン協議会 の運営	通年	定例会 年 2 回開 催 情報登録 の受付、 更新	狭山市内の多機能サロン、コミュニティカフェ等のネットワーク管理と協議会の運営を行います。
(5) 地域わくわく事業	通年	8 件	地域が元気になるための、地域を応援する仕組みとして、自治会で行う地域福祉活動に対して助成を行うことで、自治会を中心とした地域コミュニティの再構築を図ります。
(6) 民生委員・児童委員 協議会への支援	通年		地域福祉活動の要である民生委員・児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉活動の推進を図ります。

狭山市との協働事業

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 地域のつながりと 支え合いを考える 集い	12月	入場者 200名	<p>地域福祉に関するシンポジウムを開催し、地域福祉への理解の促進を図ります。</p> <p>また、シンポジウム開催にあたり、高校生・大学生を含めた地域住民による企画会議等を開催することで、若者の福祉への関心を高める取り組みを行います。</p>
(2) 地区福祉講座 (傾聴ボランティア 養成講座)	年2回	参加者 40名	<p>要支援者の話を聴き、心に寄り添った支援を実践するため、地域住民を対象に傾聴に関する知識や、技能習得を学ぶ講座を実施し、積極的に傾聴に係るボランティアの養成を図ります。</p>
(3) 地域のつながりと 支え合いを考える パネル展	5～6月		<p>狭山市役所のエントランスホール等において、狭山市内で先進的または効果的な地域福祉活動を行う団体の事例を発表し、市民の地域福祉に関する理解や関心を高めるため、パネル展を開催します。</p>
(4) 地域福祉推進計画 の進捗管理	通年	会議4回 検討会 を別途 開催	<p>狭山市地域福祉推進計画の進捗管理をするため、狭山市地域福祉推進市民会議等を設置します。</p> <p>また、地域福祉課題に対応するため狭山市地域福祉推進市民会議のもとに検討会を設け、地域福祉課題の解決に向けたネットワークや仕組みづくりについて協議し</p>

			ていきます。
--	--	--	--------

18. 施設の管理運営（指定管理者）

本会運営施設の管理

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 狭山市社会福祉会館の運営管理	通年	利用人数 36,000名	<p>地域福祉活動の拠点として社会福祉会館の管理を行い環境美化、利用者の増員に努めます。また、施設を運営する中で、古切手や使用済テレホンカード、使用済インクカートリッジの収集などのリサイクル活動にも積極的に取り組みます。</p>
(2) 老人福祉センターの運営管理	通年	利用人数 124,000名	<p>高齢者福祉の拠点として、高齢者や高齢者団体に対し自主活動の支援や協力を行います。また、生活や健康などの相談に応じ各種情報提供に努めます。</p> <p>介護予防の啓発や生きがいづくり、仲間づくりの場として健康増進及び介護予防事業の充実、各種教養講座の開催、たまり場活動、レクリエーション活動を行います。</p> <p>また、地域の関係機関との連携を深め、利用者の増員に努めます。</p> <p>古切手や使用済テレホンカード、入れ歯の収集などのリサイクル活動にも積極的に取り組みます。</p>

19. ボランティアセンター

ボランティアセンター機能の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) ボランティアフェスティバル2018	12月	参加者 150名	新たなボランティア発掘・育成のため、活動紹介や活動に関する相談受付を行い、ボランティア活動の促進や意欲の向上を図ります。
(2) 登録ボランティアグループ会議	4月	参加者 20団体	ボランティアグループの実績報告、助成金申請の説明等行います。
(3) あなたにもきっと見つかるボランティア講座	5、11月	受講生 20名	ボランティア入門講座を実施し、地域活動の担い手となる人材を養成します。
(4) 世代間交流事業	8、12月	参加者 小学生 15名 大人 15名	夏休みや冬休みの小学生を対象に、中学生から大人まで、また老人福祉センター利用者等の様々な世代との交流を図ります。
(5) 災害ボランティア養成講座	7月	受講生 20名	災害時に災害ボランティア活動や災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営に関わることのできるボランティアの養成を行います。
(6) 災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練	7月	災害ボランティア 60名の 育成等	災害時要援護者への対応や支援、災害ボランティアの受け入れを想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行います。
(7) 地域共生社会を実現する講座	通年	受講生 10名/回	様々な視点から、自分たちの暮らす地域を知り、気にかけていく習慣を持ち、排除しないまちづくりができる住民を増やします。
(8) シニア対象	6月、9月、	受講生	シニア世代に関心のある

仲間づくり講座	11月	10名× 3回	学びや体験を通して、仲間づくりや地域の支え合い活動に関わるきっかけとします。
(9) ボランティア保険の取扱い	通年	活動保険 2,800件 行事用保険 160件など	ボランティアとして安心して活動ができるようにボランティア保険を取扱います。
(10) 彩の国ボランティア体験プログラムの開催	6～2月	90メニュー参加者 180名	ボランティア活動プログラムを提供し、ボランティア活動へ取り組む機会を提供します。
(11) 地区ボランティアセンターの設置支援	月1～ 4回	年120件の相談	集会所等でボランティアの発掘、ニーズの調整等の研究を進めます。
(12) ボランティア活動の需給調整等	年間	調整件数 年間延べ 500件 活動者数 延べ 1,800名	ボランティア活動の紹介、活動依頼、相談等を行います。

20. 有償福祉サービスささえあい狭山

有償福祉サービスささえあい狭山の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 有償福祉サービスささえあい狭山の運営	通年	会員数 600名 活動時間 月850時間 稼働人員 月120名 活動件数	利用者の細かなニーズに対応した各種サービスの提供を市民活動の一環として行います。 また、地域の有償福祉サービス団体の実情を鑑み、ささえあい狭山の運営も検討してまいります。

(2) 有償福祉サービスの需給調整等	通年	月 800 件	利用者、提供者の実情に応じた適切な需給調整を行います。
(3) 研修会・説明会等の開催	随時	研修会 毎月 1 回 説明会 随時 講座 年 1 回	研修会・説明会を随時行い、より良いサービス提供の推進に努めます。 また、会員の生活向上のための講座（提供・利用共通）を行います。

2 1 . 収益事業

収益事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 飲料水等販売	年間	150,000 円	社会福祉会館、老人福祉センター 3 館（宝荘・寿荘・不老荘）、サンパーク奥富、教育センターに自動販売機を設置し、飲料水等の販売を行います。
(2) 切手及び収入印紙の販売	年間	250,000 円	社会福祉会館で個人及び市役所、会社等へ切手等の販売を行います。